

「エコアクション21 業種別ガイドライン検討分科会」の実施について

平成23年11月
環境経済課

6月に改訂したエコアクション21ガイドライン2009年版（改訂版）に基づき、エコアクション21認証・登録制度の公正かつ適切な運営を図るため、「エコアクション21の運営に関する検討委員会」を設置した。

この度、上記検討委員会において検討対象となっている、5つの業種別ガイドライン案について、エコアクション21ガイドラインへの準拠性の確認をするため、各業種の有識者で構成された委員による「業種別ガイドライン検討分科会」実施した。

【ガイドライン検討分科会 実施スケジュール】

日時	検討したガイドライン
10/18（火）	産業廃棄物事業者向け
10/20（木）	地方公共団体向け
10/27（木）	建設業者向け
11/9（水）	大学等高等教育機関向け
11/17（木）	食品関連事業者向け

【ガイドライン関連部分 抜粋】

「エコアクション21ガイドライン 2009年版（改訂版） 第二章 6. 業種別ガイドラインと実施要領等」より一部抜粋

公共機関または中央事務局は、エコアクション21ガイドラインとは別に、特定の業種向けのガイドライン案（業種別ガイドライン案）をエコアクション21ガイドラインに準拠して策定することができます。策定された業種別ガイドライン案は、環境省の設置する検討委員会において、エコアクション21ガイドラインへの準拠性を確認した後に、当該業種に対するガイドラインとして運用するものとします。業種別ガイドラインが策定された業種の事業者においては、本制度の認証・登録を受けるためには、それぞれの業種別ガイドラインに基づきエコアクション21の取組を行うこと。

【業種別ガイドライン共通の追加事項】

- ・序章・第二章を各業種に関連した表現に改訂。
- ・要求事項の解説について、各業種の特徴を踏まえた記述と例示を追加。
- ・環境への負荷・取組の自己チェックリストに業種の特徴に合わせた事項を追加。

<参考データ>

○認証・登録事業者における業種別ガイドライン適用対象数

業種名	事業者数
廃棄物処理・リサイクル業	1,076
建設・設備工事業	1,663
食品関連事業	153
学校（うち、大学等高等教育機関）	21（8）
自治体・行政機関等	50
認証・登録事業者（合計）	6,859

「エコアクション21 業種別ガイドライン検討分科会 委員名簿」

■エコアクション21 建設業向けガイドライン検討分科会

伊香賀 俊治◎ 慶應義塾大学 理工学部 システムデザイン工学科 教授
 瀬本 豊久 前 静岡市 環境局 廃棄物対策部長
 平田 哲 大成建設株式会社 環境本部 企画管理部 地球環境室 主事

■エコアクション21 食品関連事業者向けガイドライン検討分科会

伊藤 哲朗 日本食糧新聞 編集本部 行政取材局長
 岩本 博幸◎ 東京農業大学 国際食料情報学部 食料環境経済学科 准教授
 倉重 武志 アサヒグループホールディングス株式会社 本社 CSR 部門 マネジャー

■エコアクション21 大学等高等教育機関向けガイドライン検討分科会

奥 真美◎ 首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース 教授
 中口 毅博 芝浦工業大学 システム工学部環境システム学科 教授
 (環境自治体会議 環境政策研究所 所長)
 藤崎 有美 株式会社三井住友銀行 法人企業統括部 開発グループ 部長代理

■エコアクション21 地方公共団体向けガイドライン検討分科会

黒柳 要次 株式会社パデセア 代表取締役
 佐藤 正基◎ 前 仙台市 環境局次長
 (社団法人仙台市シルバー人材センター 理事長)
 平井 一之 社団法人静岡県環境資源協会 専務理事

■エコアクション21 産業廃棄物処理事業者向けガイドライン検討分科会

改田 耕一 財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理推進部 担当部長
 北村 喜宣◎ 上智大学 法学部 地球環境法学科 教授
 古川 洋一 公益社団法人全国産業廃棄物連合会 総務部 課長

◎座長
 * 敬称略

業種別ガイドライン 検討のポイント

○産業廃棄物事業者向け

【認証・登録の追加要件】

- ①産業廃棄物処理業の許可の範囲とエコアクション21の認証・登録の対象範囲が合致していること。
- ②本ガイドラインの第4章の「1. 環境活動レポートの作成」において規定している情報公表項目（法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業の許可の内容、処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報等）について、環境活動レポートに記載していること。（優良産廃処理業者認定制度を踏まえたもの）

【追加要求事項】

- ・受託した廃棄物処理量の把握
- ・受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮を環境目標の策定

【検討分科会での主な論点】

●優良産廃処理業者認定制度の記述をどこまで含めるか。

（経緯）

- ・産業廃棄物処理事業向けマニュアルにおいては、従前の産業廃棄物処理業者の優良性評価制度に準じて、制度において公表を求めている項目のうち、特に重要と考えられる情報項目について、環境活動レポートに記載することを要求事項としている。

（委員による主な意見）

- ・できるだけ間口は広げた形で多くの事業者が取り組めるようにするべきであり、優良産廃処理事業業者認定制度にとらわれすぎることなく、エコアクション21としての要求事項を検討すべきである。

（結論）

- ・優良産廃処理業者認定制度を前提に要求事項を検討するのではなく、あくまでもエコアクション21における環境への取組としての要求事項となるように表現を改めた。

○建設業向け

【適用範囲】

建設業法において規定された、28種類の建設工事の完成を請け負う事業者（建設リサイクル法に基づき各都道府県に登録されている解体事業者を含む）に適用。

【認証・登録の追加要件】

- ① 把握すべき環境負荷として、生コンクリートやアスファルト・コンクリート、木材、土砂等の主な資源等使用量を追加
- ② 本社や支社等の事務所における環境への取組だけでなく、建設現場等も含め、計画・設計、現場での施工、改修、解体工事等において、環境への取組の実施

【追加要求事項】

- ・把握すべき資源等使用量の追加

【検討分科会での主な論点】

●建設業向けガイドライン案で、認証・登録の追加要件として、「把握すべき環境負荷として、生コンクリートやアスファルト・コンクリート、木材、土砂等の主な資源等使用量は把握すること」と定めた。この場合、把握することのみを要求事項とし、環境目標や環境活動計画等の具体的な取組については要求事項としていないが、これで問題はないか。

(委員による主な意見)

- ・発注業務で仕様が決められている場合でも、余分となる発注の抑制や材料の切り方などで無駄を削減する施工の仕方等、施工者の努力により削減可能な取組もあるので、資源使用量の削減を環境目標とすることに差し支えはなく明記したほうがよい。

(結論)

- ・要求事項の環境目標及び環境活動計画の策定において、推奨事項に「建設工事に用いる資源について、施工方法等を工夫するなど、可能な範囲で削減目標を策定する」と追加した。

○大学等高等教育機関向け

【適用範囲】

学校教育法で規定される大学及び高等専門学校。

(高等学校、中学校、小学校等の教育機関はガイドラインを参考にして取り組む)

【認証・登録の追加要件】

特になし

【追加要求事項】

- ・環境に関する教育活動（人材の育成、授業数、受講生数等）、環境に関する研究の概要及び学生の自主的な環境に関する活動の実態を把握する。
- ・策定すべき環境目標に「環境に関する教育・研究に関する項目」を追加

【その他】

- ・学生の積極的な参加を推奨事項として追記

【検討分科会での主な論点】

●エコアクション21の中での学生の位置付けはどのようにするか。

(経緯)

- ・学生の位置付けは、①教職員と同一の扱いとして審査の対象に含める場合。②準構成員として審査の対象に含める場合。③審査の対象に含めない場合の3つに大別される。エコアクション21では、できれば①として取り組んでいただくとしているが、強制はしていない。

(委員による主な意見)

- ・学生の参画については、要求事項の解説に記載されているが、あくまでも「学生を主体的にエコアクション21の取組に参画させる」とあるので、推奨としての位置付けでよい。

(結論)

- ・学生の参画は、重要な要素ではあるが、認証・登録の要件とはしない。

○食品関連事業者向け

【適用範囲】

食品リサイクル法で規定される食品関連事業者（食品の製造・加工業者、食品の卸売・小売業者、飲食店業及び食事の提供を伴う事業として沿岸旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業）に適用。

【認証・登録の追加要件】

- ①食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施率を把握していること
- ②環境目標として、基準実施率以上の再生利用等の実施率を目標として設定し、食品リサイクル等の必要な環境への取組を適切に実施していること
- ③認証・登録にあたっては、原則として、再生利用等の実施率が食品リサイクル法に基づく基準実施率を満たしていること

【追加要求事項】

- ・食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量の把握
- ・食品循環資源の再生利用の実施率について環境目標の策定

【検討分科会での主な論点】

- 食品関連事業者向けガイドラインにおいて、「食品リサイクル優良事業者」と付したロゴマークの説明を記載するか。

(経緯)

- ・食品関連事業者向けマニュアルを策定した際の大きな目標は、食品リサイクルへの取組の普及であり、そのため食品リサイクル法にきちんと取り組んでいる事業者について、取組を推進するうえでのインセンティブとなるよう、個別にアピールすることが必要であった。
- ・関係者と調整の後、食品リサイクル優良事業者と付したロゴマークを策定し、現在の認証・登録制度において運用している。

(委員による主な意見)

- ・食品関連事業者に対してインセンティブを持たせるために、普及拡大のためにも食品リサイクル優良事業者と付したロゴマークの記載は必要である。
- ・食品関連事業者において、食品リサイクル法は非常に重要な要素であるとともに、食品リサイクル法には明確な数値目標があるため、ロゴマークを付与することは企業のインセンティブにつながっている。

(結論)

- ・食品関連事業者向けガイドラインの序章に、ロゴマークに関する説明を参考として記載する。

○地方公共団体向け

【適用範囲】

地方自治法で規定される普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）に適用。

【認証・登録の追加要件】

- ①「地域の環境の保全・創造に向けた取組」と「自らの環境負荷を低減させるための取組」の二つの面について、環境への負荷の把握や取組状況及び評価を把握していること
- ②「地域の環境の保全・創造に向けた取組」と「自らの環境負荷を低減させるための取組」の二つの面について、環境目標及び環境活動計画を策定していること

【追加要求事項】

- ・教育・訓練の実施結果を記録残していること
- ・環境経営システムを構築・運用するために組織が定めたルールを取りまとめた文書（環境経営マニュアル等）を作成していること
- ・内部監査を、原則として年1回以上実施していること

【検討分科会での主な論点】

●地方公共団体の特徴を踏まえ、取組の対象組織・活動範囲について、事業管理者や委員会、指定管理者制度による委託業者の取扱いをどうするか。また、内部監査の実施を要求事項として問題ないか。

●地方公共団体特有の要求事項である「環境目標及び環境活動計画の策定」における「地域の環境保全・創造に向けた取り組み」の記述をどうするか。

（委員による主な意見）

- ・環境マネジメントシステムの範囲に、指定管理者制度の施設についても適用しているのが一般的である。
- ・本庁舎外の適用範囲におけるガイドラインの表記について、警察本部・教育委員会等を明記した方がよい。
- ・内部監査の実施について、小さな自治体では苦慮している実態はあるが、内部監査を段階的に徹底するためにも、要求事項としても差し支えないのではないか。
- ・環境施策等について、審査ではエコアクション21を利用して前へ進めることをどのように指導するか苦慮しており、「地域の環境保全・創造に向けた取組」の対応に関する記述を前面に出した方がよい。
- ・現在すでに運用しているガイドライン（暫定版）との整合性にも配慮してもらいたい。

（結論）

今回の分科会では結論がまとまらなかったため、「エコアクション21ガイドライン2009年版（改訂版）」との準拠性確認を十分に実施することができなかった。

そこで、地方公共団体向けについては、現在認証を取得している地方公共団体等へのヒアリングを実施し、現状を把握した上で再度分科会を開催することとした。